

# 太成学院大学

令和6年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 太成学院大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神に基づき、大学は使命と目的を明確に学則に定めている。大学の教育目的は、学部・学科の特性に応じてそれぞれ明確かつ具体的に示されている。大学では「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」を大学の基本コンセプトとして、多様な学生に対する個性と多様性を実現するための教育プログラムを策定し変化への対応を行っている。

使命・目的及び教育目的を学則に定め、その改廃等の過程で教授会・理事会等の審議を経ており、役員・教職員の理解と支持を得ている。

大学は三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を学則に定め、使命・目的及び教育目的を反映しており、中長期的な計画は、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために「学校法人天満学園 中期ビジョン・事業計画プロジェクト 2030」（以下「中期ビジョン・事業計画プロジェクト 2030」という。）を策定し公表している。

#### 〈優れた点〉

○「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」を大学の基本コンセプトとして、多様な学生に対する個性と多様性を実現するための教育プログラムである「副専攻制度」「長期履修制度」「早期卒業制度」など特色ある取組みを実施していることは評価できる。

#### 「基準2. 学生」について

アドミッション・ポリシーについては学部ごとに策定され、ホームページ等で公開されている。学生募集状況については、複数学科の収容定員充足率が未充足となっており、学生確保に向けた今後の取組みが望まれる。

学生に対する支援については、専任教員によるアドバイザー制度を実施し、学修及び学生生活全般の支援を行うとともに、職員による学修支援を含めた大学生活全般の支援体制として、養護教諭常駐の保健室や学生相談室である「フラットホッと～あなたの未来相談室～」を設置している。

校地、運動場、校舎、体育館等は設置基準を上回る面積・規模があり、施設はバリアフリー対応も含め適切に管理運営が行われている。パソコンやプリンタなどの学生用情報機器が学内各所に設置され授業外学修でも活用できるよう適切に整備されている。

#### 「基準3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーはホームページに公表され、学生は「学生必携」「学びのトリセツ」でも確認可能なほか、新入生オリエンテーションでも説明されている。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準に従い、進級判定、卒業判定を大学運営会議及び学部の教授会にて行い厳正に適用しているが、人間学部子ども発達学科の履修登録単位上限数が規定されていないので早急に策定が必要である。

カリキュラム・ポリシーの策定は、学部ごとに教育目的を踏まえディプロマ・ポリシー、と一体的になるよう行われている。シラバスは「学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）」の中に整備され、ホームページ上に公開されている。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、「太成学院大学アセスメント・ポリシー」が策定され、大学、学部・学科、科目の三つのレベルごとに学修成果の可視化を行い、点検・評価を行っている。

#### 「基準4. 教員・職員」について

学長は、教授会、「学長・学部長会議」、大学運営会議等の学内会議を招集し、議長として中心的役割を果たしており、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制も整備している。学部の教育研究に関する重要事項は、教授会規程にのっとり審議されている。

大学は全学的にFD(Faculty Development)を推進し、教育研究活動を向上するため全学FD会議を設置し、FD研修会の開催を企画・立案し実施している。SD(Staff Development)研修は、学長室IR部門が中心となり企画・実施し、全教職員を対象としたUD(ユニバーサル・ディベロップメント)研修を年1回程度開催している。

研究活動の不正行為の防止及び研究費の不正使用の防止に対する学内規則を設けるとともに、毎年、新任の専任教員を含め該当する教職員を対象としたコンプライアンス教育を実施している。

#### 〈優れた点〉

○「TGU-SSCP（太成学院大学・スチューデント・サクセス・コラボレーション・プロジェクト）」において、職員の有志が、学生の満足度向上、大学生活に対するモチベーションの維持・向上に寄与する各種イベントの企画・立案、運営を積極的に行っていることは評価できる。

#### 「基準5. 経営・管理と財務」について

法人経営は、寄附行為及び就業規則に基づいて規律と誠実性を維持しつつ進められ、適切に運営されている。使命・目的を実現するために、大学運営会議、理事会・評議員会を定期的に開催し経営・財務に関する事項等を中心に審議されている。理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備され、管理部門である理事会と教学部門の連携が図られている。監事の選任は適切に行われており、出席状況も良く、監事の職務は適切に行われている。

大学の収支は収入超過が続いている状況にあるが、令和5(2023)年度における法人全体の経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額はマイナスとなっているので、安定的な入

学者の確保が望まれる。

予算は評議員会に諮り、理事会の決議を経て決定・執行されている。

### 「基準 6. 内部質保証」について

大学は、内部質保証の方針、「内部質保証 体系図・PDCA サイクル図」、三つの方針及びアセスメント・ポリシーを策定しホームページで公表している。

内部質保証のための責任を負う組織としては、学長を議長とする自己点検・評価会議を設置し、内部質保証推進プロジェクトにより、質保証活動を推進している。

大学の内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、内部質保証の方針及びアセスメント・ポリシーをもとに実施している。大学におけるガバナンスや教育の改善、教育改革につなげるために、学長室 IR 部門を設置し大学運営会議・各学部教授会にて報告・情報提供を行い、大学の質の向上に努めている。

大学では三つのポリシーを起点として、大学、学部・学科、科目などの各レベルで PDCA を回すため各組織が連携し、それらの取組みを自己点検・評価会議で自己点検・評価して大学運営の改善・向上に向けた取組みにつなげている。

総じて、大学は建学の精神、使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシーに基づく教育研究体制を構築し、学長のリーダーシップのもと内部質保証の確立に努力している。また、適切な教職協働体制で中長期的な計画をもとに大学運営を行っており、「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」を大学の基本コンセプトとして、個性と多様性を実現するためのさまざまな特色ある教育プログラムを実施している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.大学の使命・目的に基づいた高等学校との連携の取組み」「基準 B.大学の使命・目的に基づいた教員養成支援の取組み」については、各基準の概評を確認されたい。

## Ⅲ 基準ごとの評価

### 基準 1. 使命・目的等

#### 【評価】

基準 1 を満たしている。

#### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

#### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学の使命と目的については、建学の精神に基づき、学則において明確かつ具体的に分かりやすい言葉で簡潔に文章化している。大学の教育目的は、学部・学科の特性に応じてそれぞれ明確に定めており、学則第 2 条の 2 に学科ごとに明確かつ具体的に示している。

大学は、使命・目的及び教育目的に沿って各種の教育プログラムを展開し、個性・特色を示している。近年は、学生の多様化が顕著であるので学生個々のニーズを達成するため、大学では多様な学生に対する個性と多様性を実現するための教育プログラムを策定し変化への対応を行っている。

また、「卒業生アンケート」や「卒業生に関する就職先アンケート」を実施し社会情勢や社会ニーズの変化を把握し、中長期的な計画やガバナンス・コードにも反映させ見直しや改善を行っている。

#### 〈優れた点〉

○「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」を大学の基本コンセプトとして、多様な学生に対する個性と多様性を実現するための教育プログラムである「副専攻制度」「長期履修制度」「早期卒業制度」など特色ある取組みを実施していることは評価できる。

### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### 【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

使命・目的及び教育目的を学則に定め、その改廃等の過程で教授会・理事会等の審議を経ており、役員・教職員の理解と支持を得ている。

使命・目的及び教育目的は、学内外にホームページやその他の媒体で周知している。学生には学内ホームページや新入生オリエンテーションの中で教育目的を中心に説明しており、教職員には教員連絡用ページを通して周知している。

中長期的な計画は、使命・目的及び教育目的を達成するために「中期ビジョン・事業計画プロジェクト 2030」を策定している。

三つのポリシーは、学則に定めており、使命・目的及び教育目的を反映している。

教育研究に関わる案件は大学運営会議で協議され、その後、学部ごとの教授会で審議され、最終的な意思決定が学長により行われている。各教育研究組織は、それぞれの役割を

担っており、整合性をもって構成されている。

## 基準 2. 学生

### 【評価】

基準 2 を満たしている。

### 2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

アドミッション・ポリシーについては学部ごとに策定され、ホームページ等で公開されている。収容定員を満たしていない学科が複数あり、大学全体で学生募集を強化している。

また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施と検証については、入試課と学長室 IR 部門で分析を行い、「2022TGU グランドデザインプロジェクト」で検討・見直しを行うとともに、入学試験会議で審議の上で入学者選抜を実施しており、適正な体制のもとで実施と検証を行っている。

#### 〈改善を要する点〉

○経営学部現代ビジネス学科、人間学部子ども発達学科及び健康スポーツ学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満となっており、改善を要する。

#### 〈参考意見〉

○人間学部心理カウンセリング学科の収容定員未充足について、学生確保に向けた更なる取組みが望まれる。

### 2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA( Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

新入生オリエンテーションや学部・学科オリエンテーションを実施し、円滑な学生生活

への導入を行っている。また、専任教員によるアドバイザ制度を実施し、学修及び学生生活全般の支援を行うとともに、職員による大学生活全般の支援体制として、学生が気軽に訪れられる「フラットホッと～あなたの未来相談室～」を設置し、学生からの学修や生活、就職に関すること等、種々の相談に対応している。

大学独自の SA(Student Assistant)制度を設けて運用し、教員の教育活動を支援している。また、オフィスアワーは週 1 時限以上設け、学生の質問や相談に応じる体制を整えている。

中途退学への対応について、アドバイザ教員と面談を行うとともに、退学理由などの分析を行い、退学者数の減少に努めている。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

「資格・就職支援センター」を設置し、アドバイザ教員や教育研究組織「学生支援会議」と連携して、学生の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育、就職及び進学に対する修学支援を行っている。特に、経営学部と人間学部では学生のキャリア形成と職業選択へ向けた支援のため、教育課程内にキャリア教育科目を配置し、学生の生涯を通じた持続的な就業力の育成を行っている。また、インターンシップについて、説明会やあっせんを行って積極的に参加を促し、所定の基準を満たした場合には卒業要件単位として認定するなど、キャリア教育のための支援体制を整備している。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、教育研究組織「学生支援会議」と事務局「学生サービス課」、養護教諭常駐の保健室や学生相談室である「フラットホッと～あなたの未来相談室～」などを設置している。また、アドバイザ教員による週 1 回のアセンブリ・アワーを実施し、学生の心的支援や生活相談を行っている。

学生に対する経済的な支援として、保護者を会員とする「教育後援会」を運営し、クラブ活動支援や学生食堂のランチの補助などの支援を行うとともに、独自の奨学金制度や資格取得支援制度等を設けている。



## 2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

### 〈理由〉

校地、運動場、校舎は設置基準を上回る面積・規模があり、施設は全て耐震基準に適合し、耐震性が確保されている。また、体育施設は必要な広さや施設・設備を整備し、適切に管理運営が行われている。図書館については十分な学術情報資料を確保するとともに、パソコンやプリンタなどの学生用情報機器を学内の各所に設置し、授業外学修でも活用できるよう適切に整備されている。

バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性について、各棟の入口にスロープが設置されており、車椅子対応のトイレも複数か所設置されている。また、授業を行う際の学生数については、全ての学部・学科で人数を限定してユニットを構成しており、教育効果を上げられるよう配慮している。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

### 〈理由〉

「新入生アンケート」「学修及び満足度アンケート」、授業評価アンケート等を実施し、調査結果を分析するとともに教授会等で共有し、学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを整備している。

学生生活に関する支援については、アドバイザー制度、アセンブリ・アワー制度によって、学生が教員に随時相談できる環境を整備するとともに、「フラットホッと～あなたの未来相談室～」を設置し、個別相談を受けることで学生の意見や要望をくみ上げ、学生生活の改善に反映している。また、学修環境に関するアンケートとして「学修環境 (ICT) に関する学生向けアンケート」「学修及び満足度アンケート」等を実施し、それらの結果を踏まえ、学生食堂のリニューアル、食堂終了後の開放、コミュニティ広場の人工芝化、無線 LAN 設備を強化するなど、施設・設備の改善に反映している。

### 基準 3. 教育課程

#### 【評価】

基準 3 を満たしている。

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

ディプロマ・ポリシーはホームページに公表するとともに、学生には「学生必携」「学びのトリセツ」でも確認可能なほか、新入生オリエンテーションで学部長より説明している。成績評価基準については到達度評価として「評価方法」「評価の指標」「評価割合」を設け、具体的な評価の実施方法を記載している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて学部ごとに、それぞれ学則・履修規程に定め、ホームページ等に明示し、周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準に従い、進級判定、卒業判定を大学運営会議及び学部の教授会にて審議し、厳正に適用している。他大学における既修得単位の認定単位数の上限は適切に設定されている。

#### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

カリキュラム・ポリシーの策定は、学部ごとに教育目的を踏まえディプロマ・ポリシーと一体的になるよう行い、ホームページに公表している。学生には「学生必携」「学びのトリセツ」でも確認可能なほか、新入生オリエンテーションで学部長より説明している。一

部の学科の年間履修登録単位数の上限について設定が求められるが、カリキュラム・ポリシーに沿って、体系的に教育課程を編成している。シラバスは「学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）」の中に整備され、ホームページ上に公開されている。全学的な横断科目群として教養教育を位置付けており、「2022TGU グランドデザインプロジェクト」等の各種会議体での検討等を経て、各学科の教育課程に配置し、実施している。

多くの科目でアクティブ・ラーニングを実施するとともに、授業担当教員は授業評価アンケートをもとに「教育改善プラン報告書」を作成し、次年度の授業の運営方法を改善するなど、教授方法の工夫、効果的な実施に努めている。また、「全学 FD 会議」を設置し、組織的に教授方法の工夫・開発を行っている。

#### 〈改善を要する点〉

○子ども発達学科においては年間履修登録単位数の上限が設定されておらず、改善が必要である。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として「太成学院大学アセスメント・ポリシー」を策定している。アセスメント・ポリシーに基づき「大学」「学部・学科」「科目」の三つのレベルごとに学修成果の可視化を行い、点検・評価を行っている。学修成果の指標として「GPA」「単位修得率」「修得単位数」「学修及び満足度アンケートの結果」「新入生アンケート」、授業評価アンケートを用いている。授業評価アンケートは担当教員にアンケート結果をフィードバックし、教員はアンケート結果を参考に「教育改善プラン報告書」を作成し、教育方法・内容の改善を行っている。ジェネリックスキル測定テストを1年次と3年次に実施し、汎用的能力の醸成を図り、テストの活用について専任教員を対象としたFD研修会を実施し、アドバイザー教員が学生個別の学修指導を行っている。

### 基準 4. 教員・職員

#### 【評価】

基準 4 を満たしている。

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確

立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

教授会、「学長・学部長会議」、大学運営会議等の学内会議は、学長が議長として中心的な役割を果たし、リーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。学長は、大学運営会議、教授会等の学内会議に常時出席し、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。

「副学長選任規程」により副学長が置かれ、組織上の位置付け及び役割が明確になっている。また、教授会規程が整備されており、学部の教育研究に関する重要事項が審議され、適切に管理運営が行われている。

職員は適切に配置され、全学的な教学マネジメントが遂行されている。

〈優れた点〉

○「TGU-SSCP（太成学院大学・スチューデント・サクセス・コラボレーション・プロジェクト）」において、職員の有志が、学生の満足度向上、大学生活に対するモチベーションの維持・向上に寄与する各種イベントの企画・立案、運営を積極的に行っていることは評価できる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は大学設置基準で定められている必要教員数を満たし、適切に配置している。教員の採用は公募で行われており、応募に際しては、履歴書、教育研究業績書、業績を裏付ける資料、免許資格証明書の写し等の書類の提出を求めている。「太成学院大学 教育職員選考規程」に基づき候補者の選定を行い、審査の公正さを確保し、専門分野に適した人材を得るため「太成学院大学 教育職員資格審査会議規程」を設ける等、適切に運用されている。教員の昇任は、「太成学院大学 専任教育職員昇任規程」に基づき、適切に運用されている。

全学的に FD を推進し、教育研究活動を向上するため「全学 FD 会議」を設置し、FD 研

修会の開催を企画・立案し、実施している。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

###### 【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

###### 〈理由〉

大学事務職員就業規則第7章教育第70条に「大学は事務職員に対し、必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るために各種の教育・研修を行う。事務職員は、教育・研修に進んで参加しなければならない」と規定しており、大学関係団体の事務担当研修会や一般企業主催のセミナー等に参加できる環境・機会を用意し、積極的に参加を支援している。SD研修は、学長室IR部門が中心となり企画・実施し、また、SDとFDを統合したUD研修を全教職員を対象に年1回程度開催している。研修は全職員参加を基本としており、欠席者には資料配付等で内容の周知徹底を図っている。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### 【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

###### 〈理由〉

専任教員には、研究に必要とされる広さとIT環境などを備えた研究室などの研究環境を整備し、教育研究費を配分している。研究活動の不正行為の防止及び研究費の不正使用の防止に対する学内規則を設けるとともに、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(令和3年2月1日改正)」に基づき、毎年、新任の専任教員を含め該当する教職員を対象としたコンプライアンス教育として、不正防止のための体制や研究費使用のルール等の研修の受講、コンプライアンスに関する誓約書の提出を義務付ける等、厳正に運用している。研修に参加できなかった教員には、「TGU e-Learning System」によるオンデマンドの動画配信により視聴と誓約書の提出を義務付けている。

#### 基準5. 経営・管理と財務

###### 【評価】

基準 5 を満たしている。

### 5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### 【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

法人の目的を「学校法人天満学園寄附行為」に定め、寄附行為及び就業規則に基づいて規律と誠実性を維持し適切に運営している。「太成学院大学ガバナンス・コード 2024」や「学校法人天満学園 情報の公開および開示に関する規程」にのっとり、ホームページ上で各種の情報を公開し、学内外に示している。

使命・目的を実現するために、大学運営会議、理事会・評議員会を定期的に開催し経営・財務に関する事項等を中心に審議しており、法人経営に対する継続的な努力が示されている。

環境保全、人権への配慮として、照明器具の LED 化や UD 研修を実施している。防火・防災について、「太成学院大学 消防計画」に防火管理業務について必要な事項を定め、法令に基づき、年 1 回、避難訓練を実施している。

### 5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

使命・目的を達成するため、寄附行為により理事会、評議員会を設置し、適切に管理運営している。理事会は年 4 回の定例理事会及び必要に応じて臨時の理事会が開催されている。理事会開催の 7 日前に各理事に対して、付議すべき事項を書面により通知するよう寄附行為で規定しており、理事会欠席時の委任状は事前に送付している議案資料に基づき、議案ごとに承認を得ることとし、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなしている。理事会は、その機能を十分に発揮して、使命及び目的の達成に向けて、意思決定ができる体制を整備しており、理事の選任は適正に行われ、理事、監事の出席状況も良好であり、適切に運営している。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

法人の意思決定において、管理部門である理事会と教学部門が連携を図り、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備されている。また、事務局連絡会議において教職員の提案などをくみ上げる仕組みも整備されている。

監事の職務や権限、評議員会及び評議員の役割等を明確化し、理事会の決定事項等については学長、副学長、事務長を通じて教授会、大学運営会議などの教育研究組織に報告されており、法人及び大学の各管理運営機関の情報共有と相互チェック体制は適切に機能している。監事の選任は適切に行われており、出席状況も適切で、監事の職務は適切に行われている。評議員会の選任は適切に行われており、出席率も 100%で評議員会として適正に運営が行われている。

#### 〈参考意見〉

○監事の監査報告書に「理事の業務執行の監査」に関する記載が欠けており、作成の際に未記載のないよう配慮されたい。

### 5-4. 財務基盤と収支

#### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

予算編成に当たり、短期、長期的な財政の見直しを立てながらその適正化に努めている。多額の支出を伴う新規事業については、緊急性の有無の判断を的確に行うなど、優先度を明確にして予算額を抑制し、実施時期、金額の妥当性を十分に検討した上で、年度ごとの事業計画を策定している。中長期的な計画は、理事会にて承認され、ホームページ上で公表している。

大学における過去 5 年間の経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額、当年度収支差額ともに収入超過し、財務基盤の確立と収支バランスの確保を維持している。令和 5(2023)年度においては、法人全体の経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額がマイナスとなり、安定的な入学者の確保が望まれる。財政基盤を安定させるために外部資金の導入の重要性については、全教職員が認識しており、補助金事業の獲得に向け、積極的に取り組んでいる。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程にのっとり、適正に行われている。年度予算は予算編成規程にのっとり編成し、寄附行為に基づき評議員会へ諮り、理事会の決議を経て執行している。また、必要に応じて補正予算を編成している。計算書類は、監査法人と監事の監査を経て、理事会の承認後、評議員会に報告している。

公認会計士による外部監査は、年間十数日にわたり実施し、議事録の閲覧、人事、税務、会計処理等の全般にわたって詳細な確認、検討を行い、適正に会計処理を実施している。また、監事による監査は、法令に基づき大学及び各設置校の業務について適正かつ厳正に実施しており、決算時期には監査法人から総括意見と指摘事項の報告を受けることで会計処理の適正を維持している。

## 基準 6. 内部質保証

#### 【評価】

基準 6 を満たしている。

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学は、内部質保証の方針、「内部質保証 体系図・PDCA サイクル図」、三つの方針及びアセスメント・ポリシーを策定しホームページで公表している。

教育研究活動、学生支援活動に関する情報収集・分析は学長室 IR 部門を中心に事務局各課や学部・学科、全学組織がそれぞれ行っており、得られた情報は各種会議体へ提供している。

内部質保証のための責任を負う組織としては、学長を議長とする教員と職員の管理職で構成された教職協働の自己点検・評価会議を設置し、内部質保証推進プロジェクトにより、質保証活動を推進している。

### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価



6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、内部質保証の方針及びアセスメント・ポリシーをもとに、「内部質保証 体系図・PDCA サイクル図」にのっとり実施している。大学におけるガバナンスや教育の改善、教育改革につなげるために、学長室 IR 部門を設置し、調査・データの収集と分析を行える体制を整備し、大学運営会議・各学部教授会にて報告・情報提供を行い、大学の質の向上に努めている。

学長室 IR 部門では情報収集・分析されたデータに基づき、「2022TGU グランドデザインプロジェクト」、各会議体、大学運営会議や学部の教授会などで協議、検討、報告等を行い、共有を図りながら自己点検・評価を経て、改善方策を検討している。

### 6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学では内部質保証の方針、「内部質保証 体系図・PDCA サイクル図」にのっとり、内部質保証のための PDCA サイクルを機能させている。その際、三つのポリシーを起点とし、大学レベル、学部・学科レベル、科目レベルの各レベルで PDCA を回すため、学長室 IR 部門、「2022TGU グランドデザインプロジェクト」、大学運営会議、各学部の教授会、全学組織等の組織体が有機的に連携している。それらの取組みを自己点検・評価会議で自己点検・評価しており、大学運営の改善・向上に向けた取組みにつなげている。

#### 〈参考意見〉

○子ども発達学科の履修登録単位上限数の未設定について改善を要する事項があるため、内部質保証の機能性を高めるよう更なる取組みが望まれる。

### 大学独自の基準に対する概評

#### 基準 A. 大学の使命・目的に基づいた高等学校との連携の取組み

##### A-1. 大学の使命・目的に基づいた高等学校との連携の取組み

## A-1-① 大学の使命・目的に基づいた高等学校との連携の具体的方策と自己点検・評価

### 【概評】

大学の教育研究成果を積極的に高等学校に提供することで、社会貢献に寄与し、高校生が大学の講義に興味を持ち、進学への動機付けにつなげるよう高等学校との連携に取り組んでいる。令和 5(2023)年度は 65 講座にのぼる体験授業を準備し、体験授業一覧として冊子にし、入試説明会や高校訪問に持参し配付するほか、全国の高等学校には郵送し、高校生により広く大学の講義に興味を持ってもらうための取組みを行っている。令和 5(2023)年度は実際に高大連携出張授業を 25 回実施しており、高等学校との連携協定により相互の教育に係る交流・連携を進めることにより、高校生の視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学の求める学生像及び教育内容への理解を深め、高等教育・大学教育の活性化を図っている。

また、併設高等学校との連携においては高等学校で全学科が 4 日間にわたり模擬授業を実施し延べ 100 人以上が参加、大学でも連携講座として体験授業を行い、学内外における高等教育・大学教育の活性化につなげている。

## 基準 B. 大学の使命・目的に基づいた教員養成支援の取組み

### B-1. 大学の使命・目的に基づいた教員養成支援の取組み

#### B-1-① 大学の使命・目的に基づいた教員養成支援の具体的方策と自己点検・評価

### 【概評】

教員免許状の取得が円滑に行えるよう学生の教育支援や教育実習の充実のため、「教員養成支援会議」を設置し、学部内の教育研究組織と連携を図り教員養成支援を行っている。

「教職・教育支援センター」は教員免許状を目指す学生に教職課程スケジュールとして独自の「教員免許取得までのロードマップ」を作成し、ホームページ上に掲載している。また、学生が随時利用できる環境や教員採用試験や教職に関する書籍を取りそろえ、ピアノの個人練習を行えるよう、キーボードを設置するなど自由に活用できる環境を整えている。

「教員養成支援会議」のメンバーが中心となり、学生に対し「学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）」「学びのトリセツ」「学生必携」、大学ポータルサイト「My TGU.net」等に掲載している「教員免許状取得に係る科目一覧」「履修カルテ」等を利用した履修指導や、教育実習に関する支援や情報共有を行っている。また、教員採用試験対策講座として 3 年次生を対象に筆記試験対策、面接試験対策を実施している。

